

[事案 2025-74] 継続入院一時金支払請求

・令和7年12月19日 裁定打切り

<事案の概要>

重大事由により契約を解除され、継続入院一時金が支払われなかったことを不服として、継続入院一時金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

令和6年2月中旬から3月上旬にかけて多発性大腸ポリープにより入院をしたため、同年1月に契約した変額保険（医療保障付加）にもとづき継続入院一時金を請求したところ、重大事由により契約が解除され、継続入院一時金は支払われなかった。しかし、以下の理由により、解除を取り消して継続入院一時金を支払ってほしい。

- (1) 本入院は、主治医の診断書では明確に医療上の必要があったとされており、実際に点滴治療や定期的な経過観察が行われ、通院では対応できない状態であった。
- (2) 保険会社からは、「過大加入」と言われるだけで、過大加入の条件等について話してもらえなかった。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 申立人は、当社を含む9社の契約を有しており、その9社はすべて令和2年2月から令和6年1月の間に短期間で集中して加入している。本入院について、当社を除いて6社が既に一時金を支払っており、申立人が当社を含め各保険会社に請求した保険金の合計は400万円を超える。申立人の年収が800万円程度であることを考えると、半月ほどの入院で年収の約半分となる金額を得ることは、約款上の「被保険者に係る給付金額等の合計が著しく過大であり、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれ」がある場合に該当するため、解除事由が認められる。
- (2) 仮に重大事由解除の事由が認められないとしても、本入院に関して入院が必要であったのは大腸ポリープ切除手術に伴う2日間だけであり、それ以外の期間は「不必要入院」であったと認められることから、継続入院一時金の支払要件である「14日以上入院」には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、本件の経緯等を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、以下の理由により、裁定手続を打ち切ることとした。

- (1) 重大事由解除が有効であるか否かおよび有効である場合に、どの時点で重大事由が発生したかを判断するためには、契約者の収入および生活状況、他契約の給付金の支払履歴およびその原因、支払事由とされる傷病およびそれに対する治療等の内容、各契約の加入の経緯等の事情を総合的に勘案して判断しなければならない。
- (2) これらの事情を明らかにするためには、第三者に対する文書送付嘱託または文書提出命令、契約者およびその周囲の第三者への尋問等の手続が必要となるが、裁定審査会は裁判外紛

争処理機関でありこのような手続を持たないことから、裁定審査会の手続において上記の点について明らかにすることは困難である。